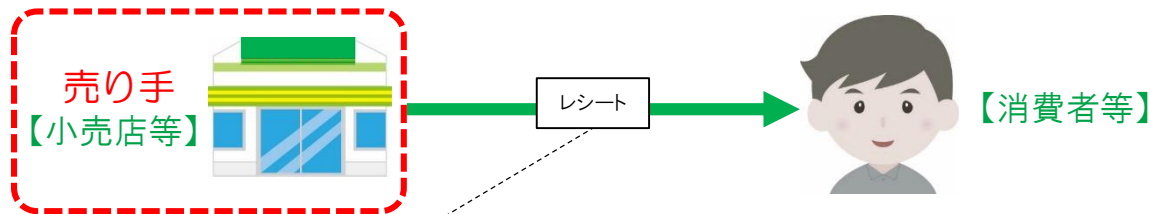


## 誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを交付した場合

- 消費税の申告は、取引の実態に応じ、適正な適用税率を判定していただき、その判定した適用税率に基づいて行っていただく必要があります。
- そのため、例えば、小売店などにおいて、買い手（顧客）に対して誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを交付していた場合でも、**「取引の事実」に基づく適正な税率で計算して申告する必要がある**があります。

＜事例＞〔標準税率(10%) が適用される商品（日用品：税抜価格10,000円）について、  
軽減税率(8%)が適用された場合の税込価格10,800円で販売していた場合〕



売り手が交付したレシートのイメージ

(株)△△ ○○店  
TEL 03-XXXX-XXXX  
20XX年12月02日(月)13:45

日用品\* 1点 @10,000 10,000円

---

|        |         |
|--------|---------|
| 8%対象計  | 10,000円 |
| 外税額    | 800円    |
| 10%対象計 | 0円      |
| 外税額    | 0円      |
| 合計     | 10,800円 |

※は軽減税率対象品目

誤った税率  
(8%)で記帳

適正な税率  
(10%)で記帳

| 売 上          |   |       |        |
|--------------|---|-------|--------|
| 20XX年<br>月 日 |   | 摘要    | 貸方     |
| 12           | 2 | 日用品 ※ | 10,800 |
| ※ 軽減税率対象品目   |   |       |        |

| 売 上          |   |     |        |
|--------------|---|-----|--------|
| 20XX年<br>月 日 |   | 摘要  | 貸方     |
| 12           | 2 | 日用品 | 10,800 |

※ 軽減税率対象品目

適正な税率（10%）により計算した場合の消費税相当額は、以下のとおりとなります。

【販売価格】10,800円  
→ 本体価格 9,819円  
消費税相当額 981円  
(10,800×10/110≒981)